

山形県国民宿舎竜山荘 指定管理者募集要項

山形県国民宿舎竜山荘の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）及び山形県国民宿舎条例（昭和 39 年 10 月県条例第 76 号。以下「施設設置条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

（１）施設の名称

山形県国民宿舎竜山荘（以下「竜山荘」という。）

（２）指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（３）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

（４）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）、観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課のページへの掲載等により公表します。

（５）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（６）問合せ先

山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課 観光振興係
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
電 話 023-630-2372
F A X 023-630-2097
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

- ① 所在地 山形市蔵王温泉字川前 938 番の 4
- ② 構造 鉄筋コンクリート 地下 1 階 地上 4 階
- ③ 延床面積 2,098.92 m²
- ④ 設置年月日 昭和 39 年 3 月 31 日
- ⑤ 現指定管理者 株式会社川前サステナーズ
- ⑥ 使用料（施設設置条例で定める額）

区分		使用料の額
宿泊	一般	1 人 1 泊につき 3,840 円

	小学生	1人1泊につき	3,130円
	幼児(独立して寝具を使用する場合に限る)	1人1泊につき	1,560円
休憩	一般	1人1回につき	1,210円
	小学生	1人1回につき	610円
会議	30畳を超える室	1室につき	7,480円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	5,220円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,970円
	10畳以下の室	1室につき	1,480円

※幼児とは3歳以上の者で小学校就学前の者

※使用料は入湯税を除いた額

※施設の概要については、上記のほか、竜山荘のホームページを参照してください。
(<http://www.ryuzanso-zao.com/>)

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は竜山荘の施設及び設備の維持管理並びに宿泊施設としての運営業務となります。

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 宿泊施設の運営に関すること
- ② 施設の利用に関すること

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 施設の保守管理業務
建物内外の躯体(外壁、内壁等の状態を確認)の損傷劣化状況を把握し維持管理を行うこと。
- ② 設備の保守管理業務
日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行うこと。
ア 飲料水貯水槽清掃及び水質検査
イ 消防用設備保守点検
ウ 自家用電気工作物保安管理
エ 暖房用温水ヒーター及び給湯用ボイラー保守点検
オ 危険物地下タンク施設等定期点検
- ③ 設備の管理業務(自主点検等)
ア 水道設備点検
イ 消防設備点検
ウ 電気設備点検
エ ガス設備保守点検
オ 館内定期清掃
カ 雑排水設備点検
キ 樹木剪定等
- ④ 日常清掃等
- ⑤ 備品等の管理

(3) その他の業務

- ① 事業計画書及び収支計画書の作成（毎年度）
 - ② 事業報告書の作成（毎年度）
 - ③ 利用状況収支状況等報告書の作成（毎月）
 - ④ 関係機関との連絡調整等
 - ⑤ 施設利用者を対象としたアンケートの実施による意見・要望の把握
 - ⑥ ⑤の結果を踏まえたサービスの提供や管理運営状況等の分析・検討と当該検証結果の県への報告
 - ⑦ 県との定期的な意見交換
 - ⑧ 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務
 - ⑨ 緊急連絡体制の整備
 - ⑩ その他、県との連絡調整、県からの照会への回答
- ※ 詳細は別添「山形県国民宿舎竜山荘管理運営業務仕様書」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

（１）指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和８年６月１２日（金）～７月１７日（金） |
| ② 質問書の受付 | 令和８年６月１２日（金）～７月６日（月） |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和８年７月３日（金） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和８年７月１０日（金）～７月１７日（金） |
| ⑤ 審査 | 令和８年７月下旬～８月上旬予定 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和８年９月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和８年１０月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和９年３月予定 |

（２）指定管理者の募集手続

- ① 募集要項等の配布

ア 配布期間	令和８年６月１２日（金）から７月１７日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第１０号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
イ 配布場所	山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課 観光振興係 なお、県のホームページ (https://www.pref.yamagata.jp) から入手することができます。
ウ 資料の閲覧	「竜山荘 建設工事（建築）設計書 竣工図」「竜山荘 建設工事（設備）設計書 竣工図」については、１（６）の問合せ先に記載する場所にて、上記アの期間及び時間で閲覧することができます。
- ② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間	令和８年６月１２日（金）から７月６日（月）午後５時１５分（必着）まで
--------	------------------------------------

- イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。
なお、質問票を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

- ア 開催日時 令和8年7月3日（金）午後1時から
- イ 集合場所 竜山荘
- ウ 参加人員 各法人等3名以内
- エ 申込方法等 現地説明会参加申込書（様式8）により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先に令和8年6月26日（金）午後5時15分（必着）までにお申し込みください。
なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

- ア 受付期間 令和8年7月10日（金）から7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付方法 1（6）の問合せ先まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

7月下旬から8月上旬の間に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。（9月予定）

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。（令和8年10月予定）

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。（令和9年3月予定）

（3）申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用

する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用すること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は登録を受ける予定であること。

コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 6 第 1 項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を **13 部（正本 1 部、副本 12 部）** 提出してください。

ア 指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則別記様式第 1 号）

イ 山形県国民宿舎竜山荘の管理運営に関する事業計画書（様式 1）

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表（様式 5）も提出してください。

- ウ 収支計画書（消費税課税事業者の場合）（様式 2－1）、収支計画書（全事業者作成）（様式 2－2）
- エ 人件費内訳書（参考様式）
- オ 竜山荘指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式 3）
- カ 労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式 4）
- キ 財務状況等のモニタリング及び実地調査に関する同意書（様式 6）
- ク 資金調達内訳書（様式 7）※申請日の属する事業年度より前 3 箇年以内に設立された法人のみ
- ケ 関係書類
 - a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - b 法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請日の属する事業年度より前 3 箇年以内に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等。また、法人名義の預金残高証明書を添付すること。）
 - c 法人等の役員の名簿及び履歴書（スーパーバイザー等、実質的に経営に関与する者を含む。）
 - d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。申請日の属する事業年度より前 3 箇年以内に設立された法人の場合は、代表者及び役員全員の直近 1 年間の証明書を提出すること。）
 - f 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。申請日の属する事業年度より前 3 箇年以内に設立された法人の場合は、代表者及び役員全員の直近 1 年間の証明書を提出すること。）
 - g 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。申請日の属する事業年度より前 3 箇年以内に設立された法人の場合は、代表者及び役員全員の直近 1 年間の証明書を提出すること。）
 - h 社会保険への加入状況を確認できる書類
 - 〔雇用保険〕下記の書類のいずれか
 - ・資格取得等確認通知書（写）
 - ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）
 - 〔健康保険及び厚生年金保険〕下記の書類のいずれか
 - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
 - ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）
 - ・直近の保険料の領収通知書（写）

i その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。

イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

オ 竜山荘の管理運営のため、新たに法人を設立する場合は、その法人で応募してください。応募時点で設立していなくとも応募できるものとしますが、県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

カ 新たに設立された法人等が申請する場合において、当該法人の代表者又は役員が、過去に指定管理業務又は類似の業務において賃金の支払遅延、公租公課の滞納等を行っていた事実が判明した場合には、選定における評価において考慮し、又は指定を行わないことがあります。

（４）欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 複数の事業計画書を提出した場合
- ③ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ④ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑤ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑥ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

５ 経費に関する事項

竜山荘は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める「利用料金制」を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う施設の利用料金を、自らの収入とすることができます。

（１）維持管理経費

指定管理者が行う竜山荘の維持管理に要する経費（温泉使用料、負担金等及び土地使用料を含む。）は利用料金による収入をもって充てることとし、県は管理経費として指定管理料の支出は行いません。

① 指定管理者は、２⑥の使用料の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて利用料金を設定します。なお、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

② 利用料金には宿泊する者の朝食・夕食の代金及び入湯税、並びに休憩する者及び会議で利用する者の食事代及び入湯税は含みません。

なお、食事代を含む宿泊に係る料金（入湯税を除く。）については、（一社）国民宿舎協会において「利用料の標準」として示されています。

③ 他の宿泊施設と異なり、サービス料は徴収できません。

④ 冷暖房費及びテレビ使用料は利用料金に含まれます。

(2) 会計処理

竜山荘の管理運営に係る会計処理は、他の事業と区分して専用の口座で経理してください。

また、現金の出納記録については、入出金の都度行うこととし、適時適切な管理を行ってください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査基準	確認書類	配点等
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	要件を満たしていなければ失格
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 収支予算書 ※収支計画の積算根拠を含む サービス提供・管理運営状況に係る 検証等結果【検証シート】	
	施設の維持管理の適確性	・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書	
	労働法令の遵守	・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等	
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・ 事業内容に偏りがいないか。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5

事業計画書 の内容が、施設 の目的を 効果的かつ 効率的に達 成すること ができること	サービス向上 を図るための 具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	20
	施設の維持管 理の内容の妥 当性	・施設管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容 （回数、箇所等）	10
	利用者の増加 を図るための 具体的手法	・利用拡大への取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	事業計画書	7
	管理運営に有 益な地域にお ける活動 （地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等についての提案があるか。 ・県、地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	5
事業計画書 に沿って施設 の管理を適 正かつ確実 に行う能力 を有すること	安定的な運営 が可能となる 人的能力及び 運営体制	・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 （組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画） 共同企業体協定書	15
	財務状況及び 経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登 記事項証明書、財 務諸表	20
その他	利用者要望へ の対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 （相談体制）	4
	緊急時の対応	・防火対策、緊急時の対策は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急時体制）	4
	情報公開、個人 情報保護及び 公益通報者保 護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	取組方針等	4
	地域経済への 貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3
	県の施策への 協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3
計				100点

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|---------------------------------------|
| ①エコアクション21取得 |
| ②障がい者雇用 |
| ③子育て支援 |
| ④やまがたスマイル企業認定制度 |
| ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 |
| ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） |
| ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ |
| ⑧女性の活躍推進 |
| ⑨協力雇用主としての活動 |
| ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。） |
| ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応 |
| ⑫その他必要と認める施策 |

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。
それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

（１）包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（利用時間、休館日等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 再委託の禁止に関する事項（設備の保守点検等のように、業務の一部を専門業者に委託する場合を除く。）
- ⑩ 経費に関する事項（利用料金）
- ⑪ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑫ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑬ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑭ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑮ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑯ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑰ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率優先実行計画（第5

期)の内容に留意した記載とする。)

- ⑱ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑲ その他県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ③ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。
- (2) 前項の「必要があると認めるとき」には、従業員への賃金の支払遅延、主要な取引先への債務不履行、または公租公課（社会保険料等を含む）の滞納の事実もしくはその疑いが生じた場合を含みます。
- (3) 第1項の規定による実地調査を行う場合、指定管理者は、県が指定する現預金残高を証する書類（預金通帳の原本等）、賃金台帳、社会保険料の納付を証する書類、その他経理関係書類を速やかに提示しなければなりません。
- (4) 第1項の規定による指示を行った場合において、指定管理者が県の指定する期限までに当該指示に従わないときは、指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。施設設置条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

(1) 地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(3) 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

(4) 労働基準法（昭和22年4月法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年6月法律第57号）ほか労働関係法規

(5) 公衆浴場法（昭和23年7月法律第139号）

(6) 水質汚濁防止法（昭和45年12月法律第138号）

(7) 消防法（昭和23年7月法律第186号）

(8) 旅館業法（昭和23年7月法律第138号）

(9) その他業務に必要な法令

10 情報公開について

(1) 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報保護に関する法律の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続の透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定さ

れた者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適當と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
(例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その

後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。